

流山市指定給水装置工事事業者指定申請（新規）のご案内

流山市給水条例の適用される区域内（前ヶ崎の一部、松戸市根木内の一部含む）における給水装置の工事は、流山市給水条例第7条第1項の規定により「指定」を受けた者が施工することとなっています。

1. 申請書類

申請の際にお持ちいただくもの	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）	表裏ともに記入
機械器具調書（別表）	
誓約書（様式第2号）	
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3号）	
指定給水装置工事事業者業務内容確認書	

2. 添付書類

法人	個人	申請の際にお持ちいただくもの	備考
<input type="radio"/>		定款又は寄付行為の写し	直近のもの
	<input type="radio"/>	住民票の写し （外国の方は「在留カード」の写し）	発行から6ヶ月以内のもの
<input type="radio"/>		登記簿謄本又は記載事項証明書	発行から6ヶ月以内のもの
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	選任される主任技術者の免状又は技術者証の写し	
<input type="radio"/>		主任技術者の在職証明又は社会保険証の写し	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申請事業所の案内図、事務所、資材置場の写真	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	連絡先（電話番号、ファックス番号、ホームページアドレス等）	

3. 手数料

手数料 30,000 円

※書類審査完了後、上下水道センター窓口にて納付書をお渡ししますので、期日厳守でお客様センター及び指定金融機関（納付書に記載されています。）にてお支払い下さい。

4. 事業者証の交付

申請月の翌月1日以降、上下水道センター窓口にて事業者証を交付します。

※指定金融機関にて手数料の振り込みを行った際は、事業者証の交付時に納入通知書のコピーを持参してください。

5. 申請先

流山市上下水道局（流山市おおたかの森西一丁目19番地）

1階 上下水道センター 電話04-7159-9925

（注）流山市指定給水装置工事事業者申請の手続きは、原則、郵送による受付を行っておりません。

6. 書類記入の注意事項

1) 指定給水装置工事事業者指定申請（様式第1号）関係

		法人	個人
表 面	申請者	登記簿謄本のとおり記入	住民票の写しのとおり記入
	役員	代表取締役から監査役 までの役員全員を記入	記入不要
	事業の範囲	登記簿謄本の目的欄を 参照して記入	所得税の確定申告欄を 参照して記入
裏 面	事業所の名称 ・所在地	表面の申請者と同じ場合でも記入する。 事業所が複数ある場合はその事業所も記入。	
	給水装置工事主任 技術者の氏名・ 交付番号	選任される給水装置工事主任技術者の氏名・免状の 交付番号を記入	

・印には代表者の印を押してください。

・指定給水装置工事事業者は「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し「選任届」を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）流山市では指定の申請と併せて「選任届」を提出していただいております。

2) 「機械器具調書」（別表）関係

厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

・管の切断器具 … 金切りのこ等

・管の加工用具 … やすり、パイプねじ切り器等

・管の接合用具 … トーチランプ、パイプレンチ等

・ 水圧テストポンプ

3) 「誓約書」(様式第2号)関係

次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの。
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ・ この法律に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ・ 水道法(第25条の11第1項)の規定により指定を取消され、その取消の日から2年を経過しない者。
- ・ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- ・ 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの。